



# 住民生活課税務係

## からのお知らせ

(1・2番窓口) ☎64・1106

### 1 個人住民税(町県民税)が改正されます

令和3年度(令和2年中の収入)以降の個人住民税について、主な改正点をお知らせします。

#### ◆給与所得控除額の改正

給与所得控除額が10万円引き下げられます。  
 ・控除額の上限が適用される給与等の収入額が1,000万円から850万円に、控除額の上限額が220万円から195万円に引き下げられます。

#### ◆公的年金控除額の改正

公的年金等控除額が10万円引き下げられます。  
 ・公的年金等控除額の上限が195万円に定められます。  
 ・公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は、その所得額に応じて公的年金等控除額が段階的に減額されます。

#### ◆基礎控除額の改正

基礎控除額が10万円引き上げられます。  
 ・合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その金額に応じて控除額が段階的に減少、消失します。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

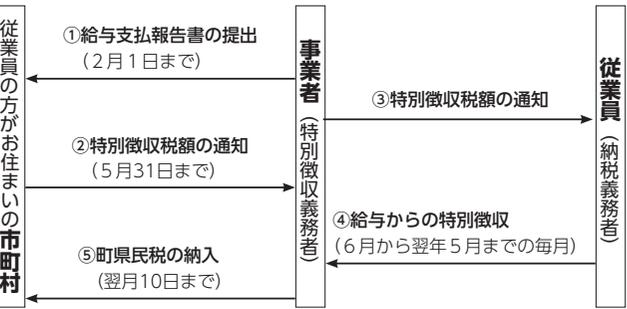
#### ◆調整控除の改正

合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除が適用されません。

#### ◆ひとり親控除の適用

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する「寡婦・寡夫・新たに控除対象となる未婚のひとり親」に控除して、同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されます。  
 ・右記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除(控除額26万円)が適用

を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底しています。  
 町県民税の特別徴収の方法による納税のしくみは次のとおりです。



従業員の方がお住まいの市町村へ給与支払報告書や特別徴収新規届出書等で特別徴収を行うこととなった事業者(特別徴収義務者)へ、毎年5月に「特別徴収税額決定通知書」を送付します。  
 その税額を毎月給与から天引きし、

翌月の10日までに、同封している納付書を使って合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。  
 ・新たに特別徴収を行う従業員が増えた、特別徴収していた従業員が退職した等の理由で、特別徴収税額に変更があれば、事業主(特別徴収義務者)の方から、従業員の住所地の市区町村へ届出が必要です。

### 3 土地・家屋等の固定資産税の課税は毎年1月1日時点の状況に応じて課税されます!

土地と家屋について、次のとおり変更がある場合は税務係までお知らせください。また、令和3年1月2日以降に用途や名称を変更した場合は、令和4年度の固定資産税に反映されます。

#### ◆土地の用途変更など

住宅の敷地には特例として、税負担を軽減する制度があります。事務所・店舗を改装し住宅として使用する場合や住宅を住宅以外の用途に使用する場合には、あらかじめお知らせください。  
**◆家屋の新増築、取り壊しなど**  
 家屋の新築・増築・改装や取り壊しなどを行った場合はお知らせください。新築住宅が長期優良住宅の場合は、別途申請が必要となります。

耐震やバリアフリー、省エネのための改修工事を行った場合も、一定の要件を満たしていれば、申告により固定資産税が減額されることがあります。

されますが、ひとり親控除・寡婦控除とともに、所得制限(合計所得金額が500万円以下)が設けられます。  
 ※ひとり親控除・寡夫控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未婚)」「妻(未婚)」などの記載がある方は対象外となります。

#### ◆その他

所得控除等の合計所得金額の要件が見直されます。  
 ・同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件  
 ・合計所得金額48万円以下  
 ・配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額要件  
 ・合計所得金額48万円超133万円以下  
 ・勤労学生控除の合計所得金額要件  
 ・合計所得金額75万円以下  
 ・非課税措置(障害者・未成年・寡婦又は寡夫\*改正後はひとり親又は寡婦)の合計所得金額要件  
 ・合計所得金額135万円以下  
 ・均等割の非課税限度額の合計所得金額  
 ・同一生計配偶者又は扶養親族を有しない場合:合計所得金額が28万円+10万円  
 ・同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合:合計所得金額が28万円  
 (\*同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+16万8千円+10万円  
 ・所得割の非課税限度額の総所得金額等  
 ・同一生計配偶者又は扶養親族を有しない場合:総所得金額等が35万円

### 2 従業員の町県民税は、特別徴収が義務付けられています!

従業員に給与等の支払いがある事業主は、令和3年2月1日(①)までに「給与支払報告書」を各市町村に提出してください。

#### ◆町県民税の特別徴収とは?

事業者(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同様に町県民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員(給与所得者)に支払う給与から町県民税(町県民税+県民税)を徴収(天引き)し、納入していただく制度が地方税法で義務付けられています。  
 特別徴収ができない理由に当てはまらない場合を除き、住民税の特別徴収を実施しています。

「特別徴収のやり方が分からない」「手続きが難しい」等から特別徴収の事務ができない理由に当てはまりません。

#### ◆「従業員(給与所得者)の所得税は給与から源泉徴収しているけれど、町県民税は徴収していない。」と31122とはありませんか?

和歌山県及び県内全30市町村は、平成30年度から原則として全ての事業者

### 4 償却資産(事業用資産)の申告について

1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している構築物、機械、車両、船舶、器具・備品などの資産です。(ただし、土地や家屋、自動車を除きます。)

農業	漁業	理容業	美容業	飲食店	小売店
ビニールハウス 電動機 スプリンクラー 選果機など	漁船 魚群探知機 無線機 漁具など	理・美容椅子 洗面設備 タオル蒸し器 サインポールなど	ベッド 手術台 X線装置 調剤機器など	厨房設備 レジカオケ 冷蔵庫など	商品陳列ケース 冷蔵庫 自動販売機 冷蔵ストッカーなど

※太陽光発電設備を所有している下記の方についても申告してください。  
 ①個人(住宅用)として10kW以上の太陽光発電設備を設置し、売電されている方。  
 ②個人(事業用)または法人として太陽光発電設備を所有している方。  
 ※上記は一例です。業種により他にも償却資産があります。

#### 償却資産の対象となるもの(例)

償却資産の所有者が亡くなられ相続等で事業を引き継いでいる場合や廃業された場合もその旨の申告が必要となります。  
 令和3年度分は、令和3年2月1日(①)までに申告してください。申告書が届かない人は、申告書一式をお送りしますので、税務係までご連絡ください。また、法令等で定める特例の認可を受けている場合は、申告書と併せてその旨を証明する書類を添付して申告してください。

### 5 町税の納め忘れはいつごろせんか?

納期限までに税金を納付しないと、本来納めるべき税金のほかに延滞金を納付しなければなりません。滞納を放置されますと、法令に基づき滞納者の意思に関わりなく、強制的に財産の差押えや公売などの滞納処分を受けることとなります。

口座振替を利用すれば、納期限に登録いただいた口座から自動的に引き落としされます。ぜひご利用ください。また、新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難な場合には、減免(次頁)や徴収猶予などの制度もありますので、税務係へご相談ください。

◆償却資産の所有者には、地方税法第383条(固定資産の申告)により毎年申告する義務があります!  
 (※前回の申告から内容が変わっていない場合も申告しなければなりません。)